平成27年労第488号

主文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社(派遣元事業場)に雇用され、C会社(派遣先事業場)において就労していたところ、同年〇月〇日、派遣先の顧客の倉庫へPOSレジ(約32Kg)を引き取りに行った際、POSレジを持ち上げて台車に乗せようとしたところ、不自然な姿勢になり、腰を負傷した。

請求人は、翌〇日、D医院に受診し「腰椎捻挫」と診断され、平成〇年〇月〇日、 E病院に転医し「椎間板ヘルニア」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日 治ゆ(症状固定)した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求を したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規 則別表第1に定める障害等級(以下「障害等級」という。)第14級に該当する ものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、残存する障害として、腰痛及び右下肢の痺れ等を訴えてきたことから、医師の所見を踏まえて検討すると、以下のとおりである。

障害補償給付支給請求書裏面の主治医作成診断書には、請求人の傷病名は「腰椎椎間板へルニア」とされ、障害の状態の詳細については、①明らかな神経学的異常所見は認めず、②症状の増悪寛解を繰り返していた旨記載されている。地方労災医員の平成〇年〇月〇日付け障害認定実地調査書には、画像所見として、レントゲン・MRIでは第5腰椎・仙骨椎間板腔の狭小化と終板の変性がみられるが、明らかな椎間板の突出はみられないとされ、神経症状の程度については、通常の労務に服することはできるものの、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すものに該当する旨記載されている。さらに、地方労災医員の同年〇月〇日付け意見書には、腰部痛について、①レントゲン検査で認められる第5腰椎・仙骨椎間板腔の狭小化やMRI検査で認められる終板の変性によって説明可能であるが、当該変化は1回の外力によって生じるものではない、②平成〇年〇月〇日付け下医師の(D医院G医師宛)返書にも神経学的には正常との記載があり、他覚的に証明できない障害である、旨の所見が提示されている。

これらの所見については、当審査会としても妥当なものであると思料するところであり、請求人に残存する障害は、認定基準の「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」と認め、「局部に神経症状を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当するものであると判断する。

なお、地方労災医員の上記意見書には、右下肢の神経障害についても、右下肢

の痺れを説明し得る所見はMR I 上認められず、他覚的には証明できない旨記載されており、同部位への自覚症状を含めても、「局部に神経症状を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当するとした判断は、妥当なものと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に 応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理 由はない。

よって主文のとおり裁決する。